



鳥 観 本 第 185 号  
令和 2 年 2 月 2 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

一般財団法人鳥取県観光事業団  
理事長 衣 笠 克 則



、令和 2 年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する  
事業計画書について

このことについて、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理運営  
に関する協定書第 1 9 条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の  
委託業務に関する事業計画書

令和2年度

一般財団法人鳥取県観光事業団・  
株式会社チュウブ共同企業体

# 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する事業計画書 目次

1 管理運営の基本的な考え方	
(1) 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の基本理念	1
(2) 管理運営の方針	2
2 管理の基準	
(1) 有料公園施設の考え方と設定内容	3
ア 有料公園施設の考え方	3
イ 有料公園施設の設定内容	3
(2) 開園時間の考え方と設定内容	3
ア 開園時間の考え方	3
イ 開園時間の設定内容	3
(3) 休園日の考え方と設定内容	3
ア 休園日の考え方	3
イ 休園日の設定内容	3
(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容	4
ア 考え方と実施内容	4
イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法	4
(5) 利用料金の考え方と設定内容	5
ア 利用料金の考え方	5
イ 利用料金の設定内容	5
(ア) 施設使用料	5
(イ) 設備使用料	6
(ウ) 新たに利用料金設定するものについて	6
(6) 利用料金の減免	7
ア 現行の減免基準	7
(7) 個人情報の保護への対応	8
(8) 情報の公開への対応	8
3 施設の管理・運営	
(1) 地区別の管理運営の方針	8
(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容	10
ア 業務実施の考え方	10
イ 業務の実施内容	11
(3) 外部委託の発注予定	17
ア 外部委託の考え方	17
イ 外部委託の業務内容	18
ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定	18
4 利用促進、サービス向上	
(1) 体験教室等の実施	18
ア 体験教室等実施の考え方	18
イ 体験学習会等の実施内容	18
(2) サービスの向上策ほか利用促進に向けた取組	19
(3) 自動販売機の設置等の考え方と設置内容	20
(ア) 設置の考え方	20
(イ) 設置内容	20
(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針	21

5	事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	
(1)	火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	21
(2)	緊急時の体制・対応	21
(3)	保険加入の考え方と加入内容	24
	(ア) 加入の考え方	24
	(イ) 加入内容	24
7	管理経費	
(1)	管理経費の効率化の考え方と収支計画	25
(2)	県委託料の額	25
8	組織及び職員の配置等	
(1)	管理運営の組織	25
(2)	職員の職種等	26
(3)	現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	28
(4)	日常の職員配置	28
(5)	人材育成	28
(6)	各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項	29
(7)	障がい者又は高齢者の雇用計画	29
9	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	29
10	法人等の社会的責任の遂行状況	
(1)	障がい者雇用	29
(2)	男女共同参画推進企業の認定	30
(3)	ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格	30
(4)	あいサポート企業の認定	30
11	その他の計画等	
(1)	管理業務の移行計画	30
(2)	他の施設管理の実績	30
(3)	その他	30

別紙

臨海公園内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務 31頁～43頁

様式 a 体験学習会等の実施計画

様式 b 自主事業実施計画

(様式2)

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する事業計画書

### 1 管理運営の基本的な考え方

#### (1) 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。以下「臨海公園」という。）の基本理念

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体は、平成18年4月から臨海公園の指定管理者として広域都市公園の設置目的等を十分理解し、かつ、念頭におきながら様々なサービスと高質な公園管理運営を実践してまいりました。

私たちは、共同企業体として培ってきた特性・経験・ノウハウを十二分に発揮し「新たな視点による公園づくり」や「住民ニーズに対応したイベント開催、地域貢献」、「安全・安心に配慮した公園管理」を基本理念に管理運営を行います。

私たち共同企業体は、公園の持つ素材（①県の中央部に立地、②大規模である、③海、湖、山と多様、④温泉地に隣接）を最大限活かせるよう、過年度から取り組んでいる前述の運営基本理念をベースに公園づくりを行います。

観光事業団の設置目的（鳥取県の豊かな自然や、特産物、地域で育まれた固有の歴史文化等忘れられた資源を活かし、観光客の誘致促進、観光宣伝等、観光振興を図り、それをもって県経済の発展、地域の活性化と県民の福祉の向上に寄与する）及び株式会社チュウブの経営理念・管理ノウハウ（人にやさしい、自然にやさしい）を融合させ、その場その環境に配慮した公園管理を行い、この公園に求められている使命を果たしたいと考えています。

#### 【新たな視点による公園づくり】

- ① あじさい園植栽整備
- ② あやめ池公園芝生地かさ上げ
- ③ あやめ池公園生害不良木間伐
- ④ 夢広場・キリン公園案内看板更新

#### 【地域ニーズに対応したイベント開催・地域貢献】

- ① 楽しみを提供するイベント

本公園の持つ環境・特性を活かし、誰でも気軽に楽しめる空間づくりを行い地域交流・活性化を図ります。また、東郷池と日本海が持つ景観を生かし、家族で気軽に参加できるイベント、ピクニックとマラソンが融合し、食事やゲームが楽しめる新企画「トレイルマラニック」を開催します。

- ② スポーツ体力づくり事業

公園を取り巻く環境・施設を最大限に活用し、県民の体力づくり・健康増進の更なる充実を図る事を目的とし、逆転免許を返納された高齢者の方や農業に従事している女性を対象とした「出張転ばぬ先の健康運動教室」を行い、運動する機会がない方達への軽運動普及を行います。

- ③ 県民参画学習体験事業

地域・公園が持つ素材を活用し、子どもからお年寄りまで参加出来るイベント開催するとともに、新たなイベントを積極的に企画し県全域に訴求します。

- ④ ガーデンコンテスト

平成29年度にコンテストを行った、植栽整備している浅津地区でガーデンコンテストを行い、ナチュラルガーデンを模した宿根草や球根植物が楽しめる場所とします。

- ⑤ 子育て応援事業

子育て中の女性向けのスポーツ教室を開催することで、気軽に楽しめるレクリエーション・軽スポーツを通し体力づくり・健康増進・情報交換の拠点となっています。今後も子育て世代の応援に取り組みように努めていきます。

#### 【安全・安心に配慮した公園管理】

- ① 遊具公園施設の安全点検の精度向上、体制整備に努めます。
- ② 循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝、落ち葉等をチップ・堆肥化します。
- ③ 立地に配慮した管理用薬剤等の減量推進を行います。

## (2) 管理運営の方針

### ① 公平な利用の確保

公の施設であることを念頭に、広く県民の利活用に供する施設運営を行い、特定の法人、団体等に有利又は不利となる取り扱いを行わないよう対応します。また、体育施設運営士を配置し地域スポーツ振興の拠点として貢献します。

### ② 地域ニーズを捉えた管理運営

地域（地区公民館、観光施設関係機関、東郷池の浄化を進める会、環境保護団体、公園利用者等）の意見・声を積極的に取り入れ、施設の魅力や利用者サービスの向上に努めます。

### ③ 効率的・効果的な公園管理と将来像の企画・デザイン

#### 【効率的・効果的な公園管理】

- ・保守管理に必要な機械力を積極的に導入し、経費・時間の削減を図ります。
- ・省エネ・環境対策のため、剪定枝・刈草・落ち葉等植物管理、発生物の園内リサイクルを推進します。
- ・外部委託や観光事業団全体での業務の共有化により、経費の節減、合理化に努め業務経営の健全化を図ります。

#### 【公園の将来像の企画・デザイン】

- ・点在する各公園区域ごとの利用動向・立地を勘案し、新たな視線による特徴のある景観づくりを行います。
- ・基本的なスタンスとして安全・安心に配慮した「見通しのよい」景観形成を図ります。
- ・利用者の目線に立った公園づくりを行います。
- ・公園管理運営士を配置し、より効率的・効率的な公園管理運営を行います。

### ④ 安全・安心の確保

#### 【法令の遵守】

都市公園法、都市公園条例及び各種関係法令を厳守し、適切な管理運営を行います。また、危機管理に対する職員の意識を高め、迅速な対応に努めます。

#### 【施設の安全点検】

公園管理にあたっては、専門的な技術を必要とする施設設備の保守点検業務を専門業者に委託して定期的に実施します。その他の遊具等については職員が日常的に安全点検を行うほか、公園全体の点検や園内における事故防止のための綿密な巡視活動を行ない、遊具等の安全管理と事故防止の徹底を図ります。

#### 【環境保全対策】

公園の立地に配慮した芝・植栽管理を行うとともに、循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝、落ち葉等のチップ・堆肥化に努めます。

また、環境保全のため、薬剤の病害虫防除については発生初期の駆除及び被害の拡散防止を原則とし、予防のための定期的散布は行わない。又、使用量についても必要最小限とします。

### ⑤ 施設の利用促進策（レクリエーション活動の振興）

県民の様々なレクリエーション活動の拠点として、利用しやすい施設の環境整備を整えるとともに、次の事業を実施し、県民の健康増進と利用者の満足度向上に努めます。

- ◇楽しみを提供する事業
- ◇スポーツ体力づくり事業
- ◇シニア向け健康増進事業
- ◇子育て応援事業
- ◇県民参画学習体験事業
- ◇子供の自由研究応援事業
- ◇中国庭園燕趙園との共催事業

### ⑥ 県及び地域、関係機関との連携

#### 【県との連携確保】

県の施策、許認可等に迅速に対処するため、常に密接な報告・連絡・相談を行い情報提供、情報開示に努めるとともに、県の取り組む公園づくりに積極的に係わり、魅力ある公園づくり、維持管理に努めます。

#### 【地域、関係機関・団体との連携】

臨海公園の美仁、環境保全に資するため地域の関係団体と連携を密にし、地域に愛される施設、公園づくりを目指します。

#### 【観光事業団施設の連携】

長年県立施設を管理運営してきた実績やノウハウを観光事業団の各施設で共有し、下記の活動を行うことにより組織力を活用した来場者の満足度向上に努めます。

- ・各施設の特長を活かした連携イベントの開催
- ・共通割引券の発行やポスター等の作成など一体的な広報活動
- ・観光事業団の組織力を活かした効率的な営業活動の展開
- ・着ぐるみなどの保有資産の相互利用

#### 【災害時・非常時の施設開放】

災害、非常時に即時対応できるような施設管理と職員研修を行います。また、近隣の施設間相互において協力体制を構築します。

#### ⑦ インバウンド対策

外国語表記を追加した公園案内図とし、外国からの利用者へのサービス向上に努めます。

#### ⑧ 社会的責任の遂行

障がい者雇用、男女共同参画等、公の施設を管理するものに求められる社会的責任を誠実に遂行します。

## 2 管理の基準

### (1) 有料公園施設の考え方と設定内容

#### ア 有料公園施設の考え方

利用者が専用利用とすることにより、利便性が確保され、それが利用者間の公平性を保つと考えられる施設については有料とします。

#### イ 有料公園施設の設定内容

① あやめ池スポーツセンター

② 東郷湖カヌーセンター

③ 南谷テニスコート

④ 屋根のある多目的広場

を現行どおり有料公園施設とします。

なお、屋根のある多目的広場については、一般利用の際は現行どおり許可を要しないこととします。

### (2) 開園時間の考え方と設定内容

#### ア 開園時間の考え方

現行の開園時間を継続します。

ただし、利用者の要望があった場合については、柔軟に対応します。

#### イ 開園時間の設定内容

午前9時～午後10時（下記①以外）

① 南谷テニスコート

午前9時～午後7時まで（4月1日～9月30日）

午前9時～午後6時まで（10月1日～翌年3月31日）とします。

### (3) 休園日の考え方と設定内容

#### ア 休園日の考え方

施設の保守点検・定期清掃等を行い、利用者の安全を確保するため、現行どおり休園日を月1回とします。

#### イ 休園日の設定内容

毎月第3火曜日（祝祭日の場合はその直後の休日でない日）

及び12月29日～1月3日（7・8月は休園日なし）

(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容

ア 考え方と実施内容 業務内容	実施の考え方及び実施内容	備考
① 受付案内業務	<p>親切・丁寧な受付及び案内、的確・迅速な応対、利用者に好感を与える対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用受付・用品貸し出し業務</li> <li>・予約受付・調整業務</li> <li>・利用相談・利用案内業務</li> <li>・苦情等への迅速かつ丁寧な対応(関係機関との連絡調整)等</li> <li>・施設予約システムの導入に伴う受付業務</li> </ul>	
② 利用の許可、利用の禁止又は制限 ③ 利用料金の徴収、減免、返還 ④ 緊急時の対応	<p>利用者の利便性及び公平性が確保されると認められる場合においては、許可をします。 許可、禁止、制限にあたっては、鳥取県都市公園条例を遵守し、適正に対応します。</p> <p>利用料金の徴収、減免、返還については、鳥取県都市公園条例を遵守し、適正に対応します。</p> <p>緊急時に対応するため「緊急時の対応マニュアル(①火災・災害、利用者事故の対応、②夜間・休園日の対応、③差別落書きの対応)」に沿って職員一人一人が迅速・的確に行動し、利用者の安全/確保等の体制を確立します。</p>	
⑤ 利用促進	<p>県民の幅広い公園利用を促すため、各種の事業を行うとともに公園の利用促進に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種事業開催による公園施設の利活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者の楽しめるイベント等</li> <li>・県民参画学習体験</li> <li>・健康スポーツ・体づくり推進</li> <li>・子育て応援事業</li> <li>・子供の自由研究応援企画</li> </ul> </li> <li>2 誘致・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種展示会への誘致</li> <li>・合宿・部活動・各種大会への誘致</li> <li>・健康スポーツ関係団体への利用促進</li> <li>・各種スポーツ・文化団体等への利用促進</li> </ul> </li> <li>3 広報媒体の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、SNSの充実</li> <li>・パンフレット・チラシの配布</li> <li>・ケーブルテレビの活用</li> <li>・報道機関の活用(パブリシティ)</li> <li>・県・町報の活用等</li> </ul> </li> </ol>	

イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法

〔未然防止〕

- ・職員は日頃から常に利用者からの意見に十分耳を傾け、丁寧に応対し、的確に対処することにより苦情・トラブルの未然防止に努めます。

〔対処方法〕

- ・軽微な案件はすみやかに対処します。
- ・検討を要する案件については、事業団本部や必要に応じて緑豊かな自然課と協議し、適格に対処します。

(5) 利用料金の考え方と設定内容

ア 利用料金の考え方

質の高い利用サービスを提供するため、現行の利用料金を継続して設定します。

イ 利用料金の設定内容

(ア) 施設使用料

		区 分		単 位	金 額	
あやめ池 スポーツ センター	体育室	一般利用	一般人	一人1回につき	50円	
			入場料等を徴 収しないとき	全面1時間につき	820円	
		専用利用	営利を目的としない 場合	2分の1面1時間につき	410円	
			入場料等を徴 収するとき	全面1時間につき	1,640円	
		専用利用	営利を目的とする場 合	入場料等を徴 収しないとき	全面1時間につき	26,220円
			入場料等を徴 収するとき	全面1時間につき	39,190円	
	トン・ニン グルーム	一般利用	回数券又は1月利用 券によらないで利用 する場合	一般人	一人1回につき	150円
			回数券により利用す る場合	一般人	回数券1枚につき	1,500円
			1月利用券により利 用する場合	一般人	一人につき	1,050円
		専用利用			1時間につき	610円
	研修室			1時間につき	560円	
東郷湖カ ヌーセン ター、	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,540円	
	研修室			1時間につき	510円	
南谷テニスコート				1コート1時間につき	610円	
屋根のある 多目的広場	営利を目的としない場合			全面1時間につき	2,160円	
				2分の1面1時間につき	1,080円	
				3分の1面1時間につき	720円	
	営利を目的とする場合			全面1時間につき	18,200円	

【照明に係る加算料金】

		区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター・体育室			1時間1灯につき	20円

(イ) 設備使用料

	区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台 1 対	1 組 1 回につき 2,160円
	バレーボール器具	支柱 1 対、ネット 1 張、アンテナ 1 対	1 組 1 回につき 200円
	ハンドボール器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	バドミントン器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 100円
	卓球器具	台 1 台、ネット (サポートを含む。) 1 張	1 組 1 回につき 100円
	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
	フットサル器具	ゴール (ネット付) 1 対	1 組 1 回につき 300円
	机		1 脚 1 回につき 20円
	椅子		1 脚 1 回につき 10円
	シャワー設備		1 回につき 50円
屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱 1 対、ネット 1 張	1 組 1 回につき 200円
		全広	1 時間につき 920円
	夜間照明	2 分の 1 面	1 時間につき 160円
		3 分の 1 面	1 時間につき 300円
宇野地区	シャワー設備		1 回につき 50円
	シャワー設備		3 分間 100円

(ウ) 新たに利用料金設定するものについて  
なし

(6) 利用料金の減免

ア 現行の減免基準

生徒等が主体となって専用利用するときについて、土曜日の利用については、利用料の負担軽減と利用促進を図るため減免とします。

また、あやめ池スポーツセンター体育室の専用利用で当共同企業体が設定した時間に利用する場合、5～10%の減免を行います。ただし、営利を目的にしない場合で、入場料を徴収しない場合に限りです。

また、屋根のある多目的広場を営利目的として使用する場合の会場の準備、撤去に要する利用については50%の減免を行います。

	区分	注意事項	減免率
あやめ池スポーツセンター（トナーニングルームを含む。）、東郷湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）、屋根のある多目的広場、テニスコート	市の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。	営利を目的としないものに限る	10/10
	都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。	営利を目的としないものに限る	10/10
	体育連盟（小・中・高）が行う講習会等	入場料又はこれに相当するものを徴収しない。営利を目的としないものに限る	全県児童・生徒10/10、都市以上の児童・生徒1/2
	学校（大学を除く）、専修学校、保育所又は体育連盟（小・中・高）が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事	校長等代表者が申込し、物品等の販売を目的としないもの。入場料等は徴収しないものに限る。	10/10
	ア)～(キ)の者及びその介護者 (ア)身体障がい者手帳の交付を受けた者 (イ)療育手帳の交付を受けた者 (ウ)精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者 (エ)児童相談所長又は知的障がい者更正相談所長が知的障がい者として計測した者及び知事から障がいの状態に該当する証明書の交付を受けた者 (オ)児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして証明書を交付した者 (カ)小学校長又は中学校長が、知的障がい、療育等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者 (キ)特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者	専用利用する場合、入場料等を徴収しないもの。物品等の販売を目的としないものに限る。	個人で利用する場合10/10、団体で利用する場合の利用者の中に1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合10/10、1/2未満の場合1/2
あやめ池スポーツセンター（トナーニングルームを含む。）、東郷湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）、屋根のある多目的広場、テニスコート	70歳以上の者 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者		
	生徒等が主体となって専用利用するとき	県内の生徒等の人数割合が1/2以上で、土曜日から金曜日の利用日の6日前から利用日までに関し申込されたものに限る。	10/10
	県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの		10/10
	ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき	1年間に各施設1回1回に限る	10/10
あやめ池スポーツセンター   体育室   屋根のある多目的広場	とっとり県民の日並びに9月の第2土曜日及びその翌日に利用する場合	専用利用を行う場合は、とっとり県民の日にあわせての行事を行う場合に限る	10/10
	生徒等が主体となって専用利用するとき	土曜日に利用する場合	10/10
	入場料等を徴収しないとき	全面及び2分の1面1時間につき	連続して3時間以上使用した場合 0.5/10 連続して9時間以上使用した場合 1/10
営利を目的とする場合	会場の準備撤去	全面1時間につき	5/10

あやめ池スポーツセンター(トレーニングルームを含む)、東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く)、屋根のある多目的広場、テニスコート	町が主催及び共催する事業において、東郷湖羽合臨海公園園長が認める場合	10/10
---	------------------------------------	-------

(7) 個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護については、一般財団法人鳥取県観光事業団個人情報保護規程により適正に対応します。
- ・職員一人一人に対して、個人情報を扱っていることの重要性及び取扱いに関する職員研修を行い、個人情報の適正な管理に努めます。

(8) 情報の公開への対応

- ・情報公開については、鳥取県情報公開条例に基づき適正に対応します。
- ・個人情報と同様に、職員研修を実施し、情報公開に対する意識を高めます。

3 施設の管理・運営

(1) 地区別の管理運営の方針

環境に配慮し、東郷池周辺の環境美化再生に務めるとともに、やさしい環境づくりの観点から、環境に配慮した薬剤の使用に努めます。

地区名	管理運営の考え方及び実施内容
①藤津地区	<p>(1) あやめ池スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検 常時実施し、特にトレーニング機器は重点的に行います。</li> <li>・医務休憩室の設置 利用者のケガ等に対応します。</li> <li>・利用手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>トレーニングルームの利用者に、回数券、一ヶ月定期券の発行により手続きの簡素化を図ります。</li> <li>インターネット予約システムの継続 インターネットでの予約受付により手続きの簡素化を図ります。</li> </ul> </li> <li>・全国大会等の誘致 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の競技団体等への働きかけを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 全国ベテラン卓球大会</li> <li>* インターミューラルバスケットボール大会</li> <li>* 全日本フットサル中国地区大会</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・合宿等の誘致 中部地区旅館組合等と連携して働きかけを行います。</li> <li>・体力測定機器の貸出 一般入園者へ貸し出します。</li> <li>・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の緊急地震速報等を活用して、施設利用者や職員の身の安全確保、地震被害等の軽減を図ります。</li> <li>・高根原子力発電所災害時における避難所として対応します。</li> </ul> <p>(2) 東郷湖カヌーセンター 鳥取県カヌー協会と連携し、「鳥取県小中学生カヌー大会」の開催などカヌーの普及振興を図ります。</p> <p>(3) あやめ池公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タマノカンザシの徹底した育成管理を行います。</li> <li>・藤棚の充実、水生植物園の増殖など公園の環境美化を進めます。</li> <li>・区内の美観づくりと徹底した維持管理を行います。</li> <li>・花ショウブの育成管理 あやめ池公園のシンボルであり、徹底した育成管理を行います。開花時期 … 6月</li> <li>・花壇・花木の育成管理 藤棚、スイレン、タマノカンザシ、ハナミズキなどの育成管理を行います。</li> <li>・メダカ遊園池 子どもの遊びの場、学習の場の提供 東郷池メダカの会との共働による維持管理と環境学習、会の開催</li> </ul>

- ・樹林地の散策路整備 園内散策やウォーキング等の利用促進を図るため、日陰対策や園内を周回出来る散策路を整備します。
- ・花の見ごろ情報の提供 —— 花ショウブ、藤、スイレン、タマノカンザシなどの見ごろ情報を提供します。

- (4) 多目的広場
  - ・スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる芝広場であり、一層の利用促進に努めます。
  - ・レクリエーション器具の貸出し  
バドミントンセット、卓球用品等
- (5) ゲートボール・ペタンク場  
ペタンク利用者が多く、常に使用可能の状態に維持管理します。
- (6) ターゲットバードゴルフ場  
公認コースの基準を基にコースを整備し、教室、一般利用がいつでも出来るように維持管理します。

## ②浅津地区

- (1) 催物広場  
現在、地域の運動会・グラウンドゴルフ・ペタンク大会に利用されており、今後も地域のイベント、催物の一層の利用促進に努めます。
- (2) 児童遊戯広場
  - ・安全点検 —— 毎日重点的に実施します。  
[危険箇所 ▶ 使用中止と修繕の徹底]
  - ・遊戯施設 —— 模木造形遊具の点検
- (3) 旧管理事務所
  - ・活用 —— 玄関前の芝広場を地域の交流広場として利用します。
  - ・管理 —— 旧管理事務所及び周辺花壇の維持管理を行います。
- (4) ゲートボール場（10面）  
公式のゲートボール大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコート清掃・除草を行うなど適切な維持管理を行います。
- (5) ハナミズキの育成管理  
日米友好の木であるハナミズキを浅津地区の見どころの一つとなるように育成管理します。

## ③南谷地区

- (1) テニスコート（8面）
  - ・各種大会の利用者が多く、ゴミ収集、清掃、除草の管理は常に実施します。
  - ・春、夏季の合宿誘致 —— 旅館との連携により合宿の誘致に努めます。
- (2) エントランス広場
  - ・観察水槽 —— 子どもの学習体験の場として活用できるように、適正な管理を行います。
  - ・浄化体験施設 適正な管理を行います。
- (3) 多目的広場  
芝生化により、サッカーをはじめとする各種スポーツやレクリエーション大会など幅広い利用が可能になったことをうけ、子どもからお年寄りまで安心して使えるように維持管理します。
- (4) はわいスケートパーク  
スケートボード、インラインスケート、BMX専用パークとして一般利用、初心者向けスクール、3競技合同イベント等を開催し利用促進に努めます。
- (5) リハビリスポーツ広場  
リハビリのための歩行訓練が可能な広場であり、使用可能な状態に管理します。
- (6) 屋根のある多目的広場
  - ・有料公園施設ですが、昼・夜を通して利用が多いことから、点検等維持管理は常時実施します。
  - ・利用者にも有効に利用していただくため、専用利用の手約がないときは、一般開放します。
  - ・屋根がある施設の活用策として、準備・撤去に係る利用については、地域の催物、各種展示会などの利用を一層働きかけます。
- (7) 体力測定広場  
体力測定を行う14種類の器具があり、いつでも使用できるよう器具の安全点検など管理を適正に行います。

倒立ボード・フォワードベント・ボディーカール・腹筋台・ラダー・ぶら下り・懸垂吊籠・垂直とび・ベンチディップ・背筋力・ツイストサークル・握力・上体反らし・背骨のばし

	<p>(8) 子供広場 遊具の撤去に伴い、周川の公園同様に適切な管理を行います。</p> <p>(9) 100m走路 体力測定の一環として設置されており、いつでも使用できるよう清掃等の管理を行います。</p> <p>(10) リサイクル施設 樹木の剪定枝、芝の刈草、落ち葉等はチップ化・堆肥化し、環境に配慮した公園づくりを行います。 → 土壌改良材として活用〔循環型社会の実現を目指して〕</p> <p>(11) ピクニック広場 保育園・幼稚園の遠足やグラウンドゴルフ愛好者の利用する広大な広場があり、近くに公園（麒麟公園）があることから、今後一層の利用促進を働きかけていくとともに、芝の維持保全と遊具の点検を行います。</p> <p>(12) 麒麟公園 駐市場整備、花壇設置等により、子どもの公園利用が非常に多く、遊具の点検は重点的に実施し適切に管理します。</p>
④長和田地区	<p>(1) 芝・クローバー広場 ・東郷池の景観には最高の場所であり、またグラウンドゴルフ場としても利用可能な公園であることから、徹底した公園管理を行います。 ・花壇づくりについても人が集う公園となるよう段階的に芝桜を植栽し、名所となるよう管理を徹底します。 ・動物模型の設置による、子どもの遊び場の提供</p> <p>(2) マメナシの育成管理 グリーンウェイブ2015のとりどりアクションの一環として植樹したマメナシを育成管理し、この地区のシンボルとなるようにします。</p>
⑤長瀬・宇野地区	<p>[長瀬地区] サイクリング・ウォーキング利用者等のための自転車歩行者道の維持管理を行います。</p> <p>[宇野地区] (1) ピクニック広場 レジャー、レクリエーション活動の場として維持管理を行います。</p> <p>(2) 海岸遊歩道 海岸沿いの遊歩道については、海側・東側に進入禁止措置を行います。</p> <p>(3) キャンプ場 夏季にはキャンプ場として開放しており、その時期には、炊事棟、トイレ、シャワー室を利用可能な状態とし、利用期間中のゴミ等の清掃を人念に行うなど、お客様の満足のいく管理を行います。</p>

## (2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容

### ア 業務実施の考え方

- ・施設設備の管理にあたっては、日常の安全点検と清潔で快適な施設環境づくりを基本として、常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講じます。特に遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底します。
- ・故障や改修の必要性が生じた場合、使用中止による安全確保と速やかな改修を行うとともに、大規模改修については、県と協議を行います。
- ・日常清掃は常時職員により実施するほか、定期清掃は専門業者に委託し、快適な環境づくりを中心とした維持管理を行います。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・老婦人トレーニングルーム（研修室）</li> </ul> <p>上記拭きについては、業務用クリーナーで清掃を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女便所</li> <li>・男女シャワー室</li> <li>・身体障がい者用便所</li> <li>・男女手洗</li> </ul> <p>上記拭きについては、エイトチェッカーは水洗いを行い、床面はモザイクタイル洗浄を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関</li> <li>・硝子窓</li> </ul> <p>上記拭きについて玄関はタワシ等により洗浄を行う。 硝子窓は両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。</li> </ul>	
その他留意事項			
	定期清掃	<p>②東郷湖カヌーセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール</li> <li>・廊下</li> <li>・事務室</li> <li>・倉庫</li> <li>・湯沸室</li> <li>・身体障がい者トイレ</li> <li>・男子更衣室</li> <li>・女子更衣室</li> </ul> <p>上記拭きについては、洗浄及びワックス塗布を行う。</p>	年2回
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修室</li> </ul> <p>上記拭きについては、フローリングワックス塗布を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス</li> </ul> <p>上記拭きについては、両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠面台等乾布で拭く。その他照明器具で取り外せるものは取り外し、汚れを落とし乾布で拭く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風除室</li> <li>・玄関</li> <li>・男子トイレ</li> <li>・女子トイレ</li> </ul> <p>たわし等により戸口に洗浄する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。</li> </ul>	
その他留意事項			
<p>(4) 廃棄物の処理〔4(1) 清掃業務〕</p> <p>夢広場防球ネットの機能性を保つ業務〔4(2) 夢広場防球ネット点検〕</p>	固定式	<p>日常の公園管理、清掃中に回収した一般ゴミ、産業廃棄物（タイヤ・テレビ他）などについては処理施設、廃棄物引き取り業者に依頼して適性に処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金具（目視）</li> <li>・固定ワイヤー（目視・触感）</li> </ul>	年1回
	電動式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット（目視）</li> <li>・固定金具（目視）</li> <li>・滑車（目視・触感）</li> <li>・Uターン滑車（目視・触感）</li> <li>・操作（操作）</li> <li>・駆動ワイヤー（操作）</li> <li>・たぐし上げワイヤー（目視・触感）</li> <li>・吊り上げワイヤー（目視・触感）</li> <li>・ネット（目視）</li> </ul> <p>上記について年に1回操作、ほつれ、破損、変形、摩耗他の点検を行う。また、日常操作している職員が目視点検を行う</p>	

<p>南谷地区の観察水槽を適正に維持する業務 〔4（3）南谷観察水槽の維持管理〕</p>	<p>観察水槽          実験水路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水槽内の魚の治療及び死骸の除去</li> <li>・水槽の設定温度と現温水の確認</li> <li>・照明、クーラー、ヒーター、ポンプフロアの正常稼働の確認</li> <li>・給餌</li> <li>・濾過槽の点検</li> <li>・自動給水システムの点検</li> <li>・水質検査（PH、アンモニア、亜硝酸等）</li> <li>・換水</li> <li>・水槽のガラス面、背面擬岩のこけ落とし等</li> </ul> <p>上記について、専門業者による点検実施と、職員が異常の有無について日常の巡視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留タンク、ポンプの正常作動の確認</li> </ul> <p>職員が、異常の有無について日常点検を行う。</p>	<p>適時 適時 適時</p> <p>2日1回 適時 適時 月1回 1日1回</p> <p>毎日</p>
<p>浄化槽法の規定に沿った保守点検 〔4（4）浄化槽保守点検〕</p> <p>電気事業法に基づく保安規定に従って実施する定期点検、精密点検 〔4（5）自家用電気工作物の保守〕</p> <p>消防法の規定に沿った定期点検 〔3（6）消防設備の保守〕</p>	<p>月次点検          精密点検          機能点検</p>	<p>該当なし</p> <p>外部点検 受電設備、構内電線路 ・引込線、開閉・計器用変成器</p> <p>受電設備 ・高圧機器 ・受配電盤 ・継電器等 ・設置装置 ・絶縁監視装置 ・非常用予備蓄電池装置 ・ケーブル ・端末損傷・亀裂・遮へい屑設置 ・遮断装置及び開閉器類 ・さび・動作実験 ・高圧機器 ・加熱・ふくらみ ・継電器等 ・動作特性 ・危険標識等 ・危険箇所 ・接地装置 ・接地抵抗値・はずれ・断線 ・絶縁監視装置 ・発信器・通報器・検出器 (設備容量150KV A・受電電圧6,600V・非常用予備蓄電装置設備容量10KV A)</p> <p>外観機能点検 総合点検（外観・機能含む） 自動火災報知設備 ・受信機P型 ・作動式分布型感知器 ・作動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・煙感知器 ・発信器(P-1・2級) ・音響装置（ベル） ・消火栓 起動装置 ・交流電源 ・蓄電池設備 ・絶縁測定</p> <p>消火器 ・粉末消火器</p>	<p>隔月1回</p> <p>年1回</p> <p>年1回 年1回</p>